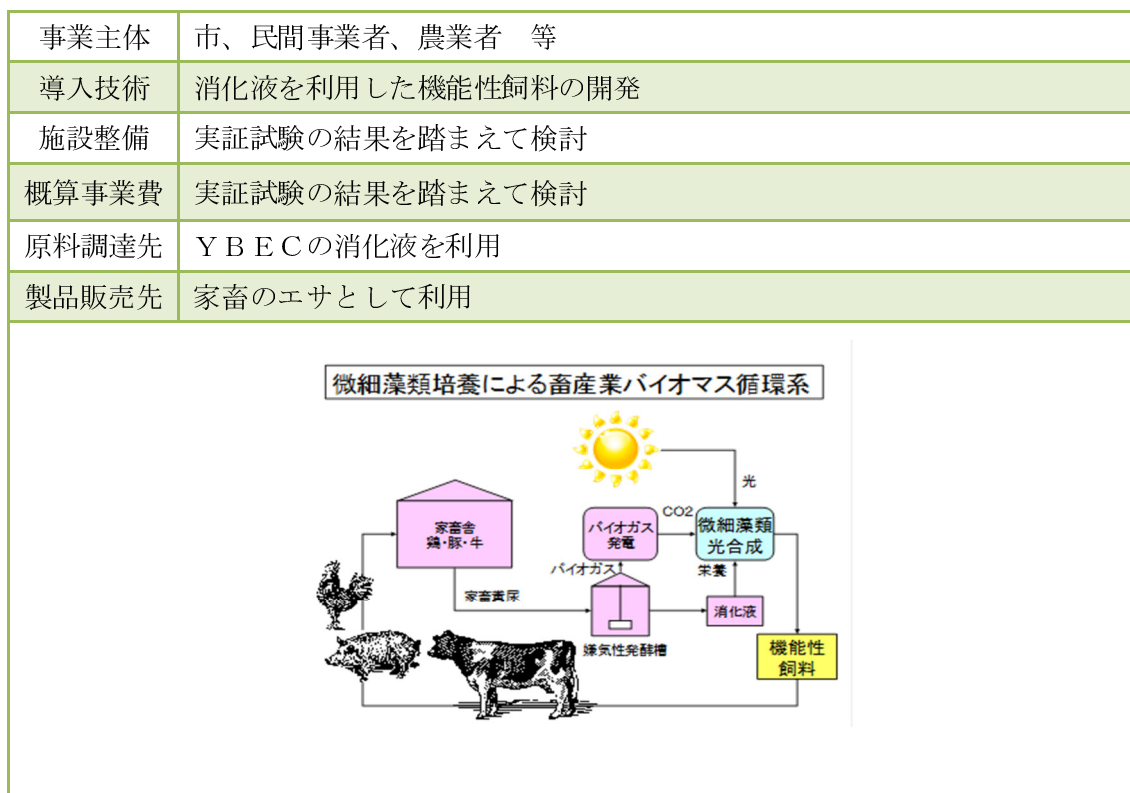


ウ. メタン発酵消化液の新たな利用（微細藻類への利用）

Y B E Cで発生した消化液とCO₂を利用して微細藻類の光合成を促し、培養したクロレラを機能性飼料として家畜の飼料に混合するものであり、企業、大学研究機関、市内養鶏農家、八木町農業公社が組織する協議会が実証研究を行い、将来的には経済性が確保された一貫システムを構築し、農業者自らが地域バイオマス循環系を運営することを目指している。



5.3 取り組み工程

それぞれの取組工程を表 5-1 に示す。景観、文化を組み合わせた自然資源の利用では、既に調査が終了している小水力発電施設の設計・施工に取りかかるとともに、木質バイオマスボイラの利用拡大に向けた調査等を実施する。近隣自治体との連携によるバイオマス利用については、現在実施している廃食用油のBDF化を推進するとともに、京都府下自治体の参画を促し「京都モデル」の確立を推進する。様々なバイオマスを組み合わせた効率的な利用については、YBECを中心とした下水汚泥等の新たなバイオマスの受け入れに関する調査、計画を進めるとともに、CRPへの家庭生ごみの分別収集を本格化させる。また、実証試験中のYBECの消化液を用いた微細藻類の培養については、実証試験結果を基に実用化の判断を行う。

表 5-1 取り組み工程表

項目		計画前期					計画後期				
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
景観、文化を組み合わせた自然資源の利用											
木質バイオマス利用	木質バイオマスボイラ	導入調査・計画作成							運用		
	木質バイオマスストーブ					導入拡大					
水資源利用	小水力発電施設	設計・施工				運用					
BDF利用	回収・供給拠点設置		回収拠点の拡大		供給拠点の検討		供給拠点の整備				
	広域連携	広域連携の拡大			府下自治体7割参画					府下全自治体参画	
近隣自治体との連携によるバイオマス利用											
BDF利用	回収・供給拠点設置		回収拠点の拡大		供給拠点の検討		供給拠点の整備				
	広域連携	広域連携の拡大			府下自治体7割参画					府下全自治体参画	
様々なバイオマスを組み合わせた効率的な利用											
YBECを中心としたバイオマスの複合利用											
既存施設の効率的利用	施設の改築	FS、基本計画作成		設計・施工			運用				
新たなバイオマスの活用	下水汚泥、剪定枝等	下水汚泥・剪定枝等利用検討		設計・施工			運用				
CRPを中心とした家庭系生ごみの分別回収											
家庭生ごみの利用	嫌気性生分解性ごみ袋	収集・資源化方法の検討					運用				
メタン発酵消化液の新たな利用(微細藻類への利用)											
微細藻類の飼料化	クロレラ培養	実証試験ののち、実用化を検討									

6 バイオマスの利活用推進体制

地域に広く薄く存在するバイオマスの活用にあたっては、バイオマスの原料調達から加工、流通（販売）に至るまで、様々な者の係わりが必要である。そのため、本計画は、市役所、市民、事業者等が連携し、参画できるような体制を構築し、計画を管理することとする。

本計画を具体的に実施するために策定された「バイオマス産業都市構想」と同様な体制とし、バイオマス活用を一元的に管理するものとする。

本計画の進捗の把握や管理、評価等を行う「計画検討委員会」、バイオマス産業都市構想に位置づけられた事業化プロジェクトを推進するための庁内担当課からなる「事業化プロジェクト推進会議」、個々の事業化プロジェクト毎に協議会等を組織しており、大学等有識者、研究機関等による専門的な指導・助言等により、関係者が一体となって課題解決に向けて取り組む体制を構築する。また、「南丹市美しいまちづくり条例」に基づいて南丹市環境審議会が設置されており、必要に応じて本計画や産業都市構想、各事業化プロジェクトの進捗状況や点検評価結果を審議会に諮問し、助言を得る。

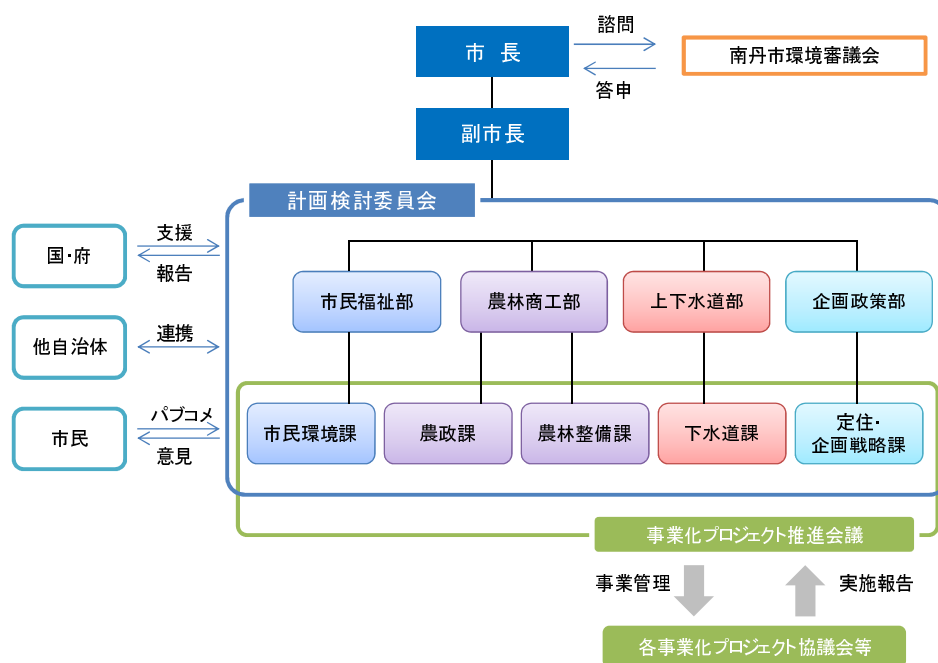


図 6-1 バイオマス活用推進体制

7 地域推進計画の中間評価と事後評価

本計画及び計画を具体化したバイオマス産業都市構想の計画期間、工程に合わせ、計画の策定から5年が経過した時点で、バイオマスの利用量・利用率及び具体的な取組内容の進捗状況を把握し、必要に応じて目標や取組内容を見直す「中間評価」を実施する。また、計画期間の最終年度において、バイオマスの利用量・利用率及び具体的な取組内容の進捗状況、本計画の取組効果の指標について把握し、事後評価時点の計画の進捗状況や取組の効果を評価する。

(1) 中間評価（平成 31 年度）

計画期間の 5 年が終了する平成 31 年度に実施する。

バイオマスの利活用目標に整理したバイオマスの種類ごとに、5 年経過時点での利用量、利用率を整理する。また、取組工程のスケジュールについて、進捗状況を確認する。

利用量の増加が少ない場合や、進捗が遅れている場合には、課題を整理し、必要に応じて目標や取組内容を見直す。

ア．種類別バイオマス利用状況

バイオマス施設の利用状況、施設の受入量実績値や、事業者への聞き取り調査等を利用して算定する。

毎年実績値を収集することとし、把握方法も検証し、より正確な数値の把握、検証に努める。

イ．取組の進捗状況

3 つの取組項目ごとに取組の進捗状況、課題を整理する。

ウ．計画見直しの必要性

上記バイオマスの利用状況や取組項目の課題から、計画の見直しの必要性について取りまとめる。

(2) 事後評価（平成 36 年度）

計画期間が終了する平成 36 年度に事後評価を実施する。

(1) の「ア．種類別バイオマス利用状況」、「イ．取組の進捗状況」に加え、表 7-1 に示す評価指標により効果を測定する。また、計画期間全体の総合評価も行う。

表 7-1 評価指標

目 的	指 標	評価の方法
地球温暖化の防止	二酸化炭素排出削減量	導入プラントの運転実績により算定
循環型社会の形成	廃棄物処分量 発生エネルギー量 灯油量に換算 既存産業の活性化	プラントの導入実績を調査し、算定・評価
農山村の活性化	雇用者数	導入事業所へのヒアリング調査
	バイオマス製品	製品の製造量及び利用実績を算定・評価
	生産効率 イメージアップ 生産物への効果	モニタリング調査及び関係者へのアンケート等により実施
	経営安定	

ア．改善措置等の必要性

各取組の課題について、改善措置等を整理する。

イ．総合評価

計画全体の達成状況について記載する。「イ．改善措置等の必要性」や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間終了後の目標達成の見通しについて整理する。市内計画検討委員会等に上記内容を報告し、次期計画策定に向けた課題整理や今後有効な取組について検討し、結果を記載する。

【公表日】平成28年7月6日

【担当者（連絡先）】南丹市農林商工部農政課

担当者名 片山 正人

京都府南丹市園部町小桜47番地

TEL:0771-68-0001 FAX:0771-63-0653